

第6次木更津市男女共同参画計画 事業一覧

事業番号	課名	基本目標	施策項目	施策の基本的な方向性	事業名	課題・懸案事項	事業概要	事業と男女共同参画の関連	R9年度実施計画
1	情報経営課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目1 政策・方針決 定過程におけ る男女共同参 画の促進	1 政策・方 針決定過程へ の男女共同参 画の促進	1-1-1 ① 審 議会等におけ る女性委員登 用の推進	市の施策の方向性や計画等を審議する審議会等において、委員の属性や視点に偏りが生じると、多様な市民ニーズが見落とされ、実態に即した政策立案が困難となる。特に、性別による偏りは、女性の視点や意見が政策・方針に十分反映されない原因となり、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を妨げるおそれがある。こうした課題を解消するため、審議会等への女性委員の積極的な登用を推進し、多様な視点を政策決定に活かしていく必要がある。	「附属機関等の委員の選任等の指針」に基づき、審議会等における女性委員の登用を推進する。	女性委員の登用を推進し、方針決定の過程へ男女がともに参画する環境を整えることで、男女共同参画社会の推進につながる。	審議会等における女性委員比率を増やすために、「附属機関等の委員の選任等の指針」を各部署に周知する。
2	職員課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目1 政策・方針決 定過程におけ る男女共同参 画の促進	1 政策・方 針決定過程へ の男女共同参 画の促進	1-1-1 ② 市 女性職員の管 理職登用の推 進	女性の管理職割合が少ないことにより、意思決定を行う際に男性の意見に偏る可能性があり、施策等にも影響する。	多様な部署へのジョブローテーションを実施や、研修・講座等を通して女性のキャリア形成の支援に努め、女性職員の積極的な登用を進める。	これまで男女間に存在していた配置や経験機会の偏りを是正し、職員一人ひとりの能力発揮の機会を公平に確保することができる。	リーダーを育成するための研修や講座の受講メニューを充実させるとともに、自己啓発を推進するなど、人材育成を強化する。また、計画的なジョブローテーションを実施し、女性管理職の積極的な登用を進める。
3	地域共生推進課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進 基本目標Ⅱ 働く場におけ る女性活躍の 推進	施策項目1 政策・方針決 定過程におけ る男女共同参 画の促進 施策項目2 誰もが働きや すい環境づく り	1 政策・方 針決定過程へ の男女共同参 画の促進 2 ハラスメ ント対策の促 進	1-1-1 ③ 事 業所への女性 活躍推進法周 知・ハラスメ ント対策義務 の周知 2-2-2 ② 事 業所への女性 活躍推進法周 知・ハラスメ ント対策義務 の周知（再掲）	近年、民間企業での女性管理職割合は増加傾向にあるが、第6次千葉県男女共同参画計画においては事業所の女性管理職は15%となっており、国が示す30%に達していない状況がある。 また、ハラスメントによる人権侵害、職場の生産性低下、健康状態の悪化等が懸念される。	市内事業所に対し、チラシ配布等の情報発信により、女性活躍推進法の制度（事業主の情報公開義務やハラスメント対策義務）について周知する。	女性活躍推進法に基づく特定事業主の情報公開やハラスメント対策により、女性が働きやすい環境整備が促進され、女性管理職が増加しやすい環境にもつながる。	国、県の依頼する女性活躍推進法に係るチラシ・ポスターの配布に協力するとともに、男女共同参画情報紙や市内企業への文書発送、SNS等の情報発信により、女性活躍推進法の制度周知を行う。
4	農林振興課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目1 政策・方針決 定過程におけ る男女共同参 画の促進	1 政策・方 針決定過程へ の男女共同参 画の促進	1-2-1 ① 女 性認定農業者 の認定促進	農業への参画において、資材運搬や大型機械の操作などの作業を男性が担う慣行があり、性別による役割分担意識が残っている。そのため、女性の参画や活躍の機会が十分に確保されていない。 また、肉体的労働的な側面から女性の参画を遅らせてしまっている。	県が主催する女性向けの各種セミナー等への参加を促すとともに、農山漁村男女共同参画フォーラムへの参加を募り、経営への参画を推進するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、家族経営協定や認定農業者制度の周知・普及に努め、女性認定農業者の認定を推進する。 また、フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定に努めるとともに、周知や集客方法については、チラシ等の配付のほか、市HP等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加をめざす。	県が主催する女性向けの各種セミナー等への参加を促すとともに、農山漁村男女共同参画フォーラムへの参加を募り、経営への参画を推進するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、家族経営協定や認定農業者制度の周知・普及に努め、女性認定農業者の認定を推進することで女性の農業者数増加を図り、女性の更なる参画を図る。	農業委員会事務局、市津農業事務所及びＪＡ木更津市との連携を密にして、情報を交換しながら女性向けセミナーへの参加を促進する。農業者巡回やセミナーを通して、認定農業者制度や家族経営協定の周知を図り、女性認定農業者の認定や家族経営協定の締結を推進する。
5	危機管理課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目2 あらゆる分野 における男女 共同参画の視 点の反映	1 女性の参 画が少ない分 野における女 性活躍の場の 拡大	1-2-1 ② 女 性の地域防災 リーダーの育 成	これまでの災害においては、防災分野での様々な意思決定過程や地域活動への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題がある。	大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う、木更津市自主防災実務者講習会（千葉県災害対策コーディネーター養成講座）を開催する。	女性の地域防災リーダーを育成することで、防災分野における意思決定過程に女性が参画する機会が拡大し、これまで反映されにくかった女性や多様な立場の視点が施策や支援活動に取り入れられ、男女共同参画社会の推進に繋がる。	講習会への参加を促進するために、市HPや広報きさらづ等で情報発信を行い、木更津市自主防災実務者講習会（千葉県災害対策コーディネーター養成講座）を開催し、男女ともに地域の防災リーダーを育成することで、更なる地域防災力の向上に取り組む。
6	警防課 （新規）	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目2 あらゆる分野 における男女 共同参画の視 点の反映	1 女性の参 画が少ない分 野における女 性活躍の場の 拡大	1-2-1 ③ 消 防団における 女性参画の推 進	本市の消防団員数（令和8年4月1日現在）468名のうち女性団員は21名（約4.5%）にとどまっており、消防団活動における女性の参画が十分とはいえない状況にある。女性団員が少ないことから、多様な視点を活動や意思決定に反映しにくいほか、女性が入団しやすく継続しやすい環境整備にも課題がある。今後、人口減少や団員確保の困難化が進む中、女性の参画促進が進まなければ担い手不足の深刻化や組織の多様性確保への影響が懸念される。さらに、災害対応や避難所運営において、女性を含む多様な住民ニーズへの対応力低下も課題である。	性別にかかわらず誰もが参加しやすく活動しやすい消防団づくりを推進するため、消防団活動の周知啓発や入団促進に取り組むとともに、女性団員の確保・育成、活動環境の整備、組織運営への参画機会の拡充を図る。また、訓練や会議運営の見直しなどにより、子育て世代や働く世代を含む全ての団員が継続して活動できる環境づくりを進めず。これらの取組を通じ、多様な視点を消防団活動や地域防災に反映させるとともに、将来にわたる消防団の担い手確保及び地域防災力の向上をめざす。	消防団における女性の参画促進や活動環境の整備を進めることで、地域防災分野における女性の意見や視点の反映を図る。 また、性別にかかわらず活動しやすい環境づくりを行い、多様な人材が活躍できる組織づくりを通じて、男女共同参画の推進に繋がる。	女性団員が活動しやすい環境づくりを推進するため、女性専用トイレ・更衣室を備えた消防団詰所の整備を進める。 また、女性団員の入団促進により女性比率5%以上をめざすとともに、女性団員が参加する防災訓練や啓発イベントを年間5回以上実施し、地域防災への参画拡大を図る。
7	こども保育課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目2 あらゆる分野 における男女 共同参画の視 点の反映	2 男性の参 画が少ない分 野における男 性活躍の場の 拡大	1-2-2 ① 性 別を問わない 保育人材の確 保	保育需要が高い一方で、受入枠の不足や保育人材の確保の難しさなどにより、十分な供給が追いついていない。	保育及び学童保育の待機児童解消のため、施設整備や、男性保育士を含む性別によらない多様な人材確保に対する支援を行う。	待機児童数の減少は、子育て支援の充実を通じて女性の就業機会の確保及び就業継続を支えるものであり、男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる環境整備を進める点において、男女共同参画社会の実現に資するものである。	幼稚園型認定こども園への施設整備に対して補助を行い、保育の提供量を確保する。 また、保育士資格取得のための修学資金の貸付制度を活用した学生の市内保育施設への就職を促進することで、保育士人材を確保し、待機児童の解消をめざす。学童保育においても、保育の需要が見込まれる場合は、新たに学童保育所を開設すべく、事業者と協議する。

第6次木更津市男女共同参画計画 事業一覧

事業番号	課名	基本目標	施策項目	施策の基本的な方向性	事業名	課題・懸念事項	事業概要	事業と男女共同参画の関連	R9年度実施計画
8	健康推進課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目3 ライフステー ジに応じた男 女共同参画の 促進	1 家事・育 児・介護への 支援の促進	1-3-1 ① 就 労妊婦への制 度の周知	就労妊婦の産前産後休暇取得や母性健康管理 指導事項連絡カードの使用においては、事前の 知識や適切な認識が必要である。 また、妊娠届出時の徹底した周知をしていく 取り組みも必要である。	就労妊婦に対して妊娠届出時に産前産後休暇 の取得や母性健康管理指導事項連絡カードにつ いて周知する。	就労妊婦へ制度を周知することで、出産を理 由に不利益を受けず働き続けることが可能に なり、男女共同参画の推進につながる。	全就労妊婦に対して、出産予定日から算出 した産前産後休暇取得時期を妊娠届出時の面接に て個別に伝えるとともに、母性健康管理事項連 絡カードについてリーフレットを活用し周知す る。
9	健康推進課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目3 ライフステー ジに応じた男 女共同参画の 促進	1 家事・育 児・介護への 支援の促進	1-3-1 ② 妊 婦への相談場 所、サポート 体制の周知	妊娠・出産・子育ては、女性への負担が集中 する現状がある。妊娠・出産・子育てを契機と して家庭内の役割分担の見直しが必要である。 また、働きながら妊娠・出産・子育てができ ような環境が必要である。	妊娠届出時及び新生児訪問時に妊娠・子育て に関する相談場所や、子育て支援センターの紹 介を行うとともに、個々の状況に応じた切れ目 ない支援を実施する。	妊娠・出産・子育てを女性だけのものでは なく、家族や地域で協力することができる社会づ くりにつながる。	妊娠届出時に妊娠・子育てに関する総合相談 窓口である「こども家庭センター」を全数に周 知する。また、新生児訪問において、産前産後 サポート事業「赤ちゃん広場」や子育て支援セ ンターを周知する。
10	健康推進課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目3 ライフステー ジに応じた男 女共同参画の 促進	1 家事・育 児・介護への 支援の促進	1-3-1 ③ 男 性の産休取 得・家事育児 参画の促進	男性が産休取得や家事育児に関わらない場合、 女性が家事・育児分野を担当するという固定的 性別役割分担意識の解消が進まず、女性の社会 参画を阻む要因となるため、女性だけではなく、 男性の産休取得や家事育児に関する父親支 援への取り組みが必要である。	妊娠届出時及び市HPにおいて、男性の産休取 得や家事育児に関する啓発を行う。	夫やパートナーへの啓発により、それまで家 事・育児分野に関わらなかった男性が関わるよ うになることで、女性の負担が減り、社会参画 につながる。	妊娠届出時、マタニティ講座、新生児訪問時 等において夫やパートナーの同席の有無に関係 なく、家事育児参加に関するアドバイスを行な う。また、市HPにて、男性の出生時育児休業に ついて周知を図る。
11	健康推進課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目3 ライフステー ジに応じた男 女共同参画の 促進	1 家事・育 児・介護への 支援の促進	1-3-1 ④ 安 心して子育て ができる環境 の整備	乳幼児健診について、受診率は9割を超えてい るものの、健診によっては受診率が前年度より 低下しているものもあるため、引き続き受診率 向上のための受診勧奨を行う必要がある。 妊娠・子育てアプリは、新規登録者数増加が 鈍化傾向にあるため、周知に努め登録者数の向 上を図る必要がある。	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室等に おいて、保護者が安心して子育てができるよう 関係機関と連携して支援を行う。	乳幼児健診や訪問、健康相談、健康教室、妊 娠・子育てアプリ等を活用し、子育てに関する 知識の普及や不安・悩みの軽減を図るととも に、男女双方の育児参加を促進する。これによ り、男女双方の就業に繋がることが見込め、男 女共同参画社会の推進に寄与する。	乳幼児健診や各種教室、相談等において、妊 婦とその家族や保護者の悩み、心配事に対し、 関係機関と連携し早期支援に努める。 また、妊娠・子育てアプリを紹介し、引き続 き妊娠・出産・育児に係る情報や子育てに関す る相談窓口案内について配信する。
12	介護保険課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目3 ライフステー ジに応じた男 女共同参画の 促進	1 家事・育 児・介護への 支援の促進	1-3-1 ⑤ 介 護離職者への 社会参画の促 進	介護により離職せざるを得ない方が男女問わ ずいるため、社会参画の機会を創出することが 課題である。	介護保険パンフレット、市の広報紙及び市HP を積極的に活用し、介護保険制度の周知、利用 促進等を図ること、また、地域包括支援セン ターの周知・案内により、地域福祉を進めるこ とで、介護離職者の社会参画を促す。	介護サービスの周知・利用の促進により、介 護離職者が男女問わず、社会参画する機会に繋 がる。	窓口及び地域交流センター等で介護保険のパ ンフレットの周知を徹底するとともに、地域包 括支援センター等の相談窓口への周知、案内を 進めることで、介護を始め広く福祉に係る相談 ができる機会を増やしていく。
13	こども保育課 (新規)	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進	施策項目3 ライフステー ジに応じた男 女共同参画の 促進	1 家事・育 児・介護への 支援の促進	1-3-1 ⑥ 子 育て家庭が休 める機会の提 供	3歳未満児の子育てについて、特に母親に負担 が集中しがちであり、育児不安や孤立が課題と なっている。 また、就労状況によらず利用可能な子育て支 援サービスが限定的であり、子育てを社会全体 で支える環境づくりが求められている。	「こども誰でも通園制度」の普及促進を図る ため、制度の周知を行うとともに、保護者の就 労状況を問わず利用できる保育サービスの提供 体制を整備し、受入施設の拡大に取り組む。	幼稚園等に未就園の3歳未満児を養育する保護 者や育児休業中の保護者など、社会とのつなが りが希薄になりがちな子育て家庭に対し、就労 状況等にかかわらず利用できる子育て支援サー ビスを提供することで、育児負担の軽減や保護 者の孤立防止を図るとともに、誰もが安心して 子育てできる環境の充実及び子育てを社会全体 で支える地域づくりに寄与する。	令和8年度からの事業開始後の実施状況を踏ま え、対象家庭への周知を図るとともに、受入事 業所の拡大に向けて、保育所や認定こども園等 との協議を進める。
14	危機管理課	基本目標Ⅰ あらゆる分野 やステージに おける男女共 同参画の推進 基本目標Ⅲ 誰もが安全・ 安心に暮らせ る社会の実現	施策項目3 ライフステー ジに応じた男 女共同参画の 促進 施策項目2 誰もが安心して 暮らせる環 境の整備	2 地域活動 における男女 共同参画の促 進 3 男女共同 参画の視点に 立った防災・ 復興の取組の 推進	1-3-2 ① 男 女共同参画の 視点を取り入 れた地域防災 の推進 3-2-3 ② 男 女共同参画の 視点を取り入 れた地域防災 の推進（再 掲）	これまでの災害においては、防災分野での 様々な意思決定過程や地域活動への女性の参画 が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違 いなどが配慮されないといった課題がある。	自主防災組織やまちづくり協議会等と連携 し、男女ともに参画した市内一斉の総合防災訓 練を開催する。	総合防災訓練等の地域活動に参加することに より、防災意識の醸成を図るとともに、防災分 野における女性が参画する機会が拡大し、これ まで反映されにくかった女性や多様な立場の視 点が施策や支援活動に取り入れられ、男女共同 参画社会の推進に繋がる。	自主防災組織やまちづくり協議会等と連携を 図りながら、市一斉の総合防災訓練を開催し、 防災意識の更なる醸成を図るとともに、男女共 同の参画を促進することで、地域防災力の向上 を図る。
15	こども家庭支援課	基本目標Ⅱ 働く場におけ る女性活躍の 推進	施策項目1 働く場におけ る女性への活 躍支援	1 女性の能 力発揮への支 援	2-1-1 ① ひ どり親家庭の 就労支援	賃金、雇用形態の差、家事育児の負担の偏り が特に女性の経済的自立を難しくしている。	経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭 の父または母に教育訓練や高等職業訓練の給付 金を支給し、就業就職に有利となる技能の習得 や資格取得を支援することで、困難な問題を抱 える方が安心して暮らせる社会の実現をめざ す。 また、母子家庭等の経済的自立を支援するた め、県の福祉資金の貸付け事業の申請受付を行 う。個々の事情や条件に合わせた職種や職業を 相談者と一緒に検討し、働く機会が得られるよ う支援する。	ひとり親が経済的に自立することは、女性ま たは男性が主体的に社会に参加することにつな がるため男女共同参画の実現につながる。	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進 給付金を支給する。 また、母子家庭等への各種貸付金の申請受付 へ制度の紹介等の相談援助を実施する。個々の 事情や条件に合わせた職種や職業を相談者と一 緒に検討し、働く機会が得られるよう支援す る。

第6次木更津市男女共同参画計画 事業一覧

事業番号	課名	基本目標	施策項目	施策の基本的な方向性	事業名	課題・懸念事項	事業概要	事業と男女共同参画の関連	R9年度実施計画
16	産業振興課 (新規)	基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進	施策項目1 働く場における女性への活躍支援	1 女性の能力発揮への支援	2-1-1 ② 女性創業者の増加促進	起業に関心を持つ女性は一定数存在するものの、アイデア段階や不安の大きい初期段階においては、相談支援につなぐににくい状況が見られる。 また、家事・育児等と両立しながら起業に取り組むケースが多く、活動時間に制約があることから、多様な働き方を前提とした支援が求められている。このため、らづBizにおいては、こうした状況を踏まえ、男性だけでなく、女性の多様なライフスタイルやニーズに対応した起業・創業支援を推進する。	木更津市産業・創業支援センターらづBizについて、周知を強化し、女性創業者を増やす。	女性創業者が増えることで、男女共同参画社会の推進に繋がる。	木更津市産業・創業支援センターらづBizについて、広報ささらづやSNS等での周知を強化し、女性も気軽に創業相談ができる環境を作る。特に、創業を志す女性の相談機会の拡大を図り、女性創業者の増加を図る。
17	産業振興課	基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進	施策項目1 働く場における女性への活躍支援	2 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援	2-1-2 ① 再就職希望者の就労支援	出産・子育て・介護等を理由に女性が離職しやすい状況や固定的な性別役割分担意識による働き方やキャリア形成への影響が見られる。今後、少子高齢化や労働力人口の減少が進む中で、育児・介護等と就労の両立に関する課題の継続や女性の就業継続・キャリア形成・政策決定過程への参画機会への影響が懸念されるため、性別にかかわらず働きやすい環境づくりや多様な働き方への支援が必要である。	各種媒体を活用し労働関係法令や各種支援制度等の普及啓発を行う。 また、国・県等関係団体が実施する研修会や再就職支援メニュー等の情報を周知するとともに、県やジョブサポートセンター等と連携し、再就職希望者等に向けたセミナーや相談会、合同就職説明会を開催する。 特に、出産・子育て等を理由に離職した女性を含む求職者に対し、多様な働き方や再就職に関する支援情報を提供することで、就労機会の確保及び職場における男女共同参画の推進を図る。	労働関係法令や各種支援制度等の周知、合同就職説明会や再就職支援セミナー等の実施により、性別にかかわらず働きやすい環境づくりや就労機会の確保を図るとともに、出産・子育て等を理由に離職した女性の再就職支援につなぐことで、職場における男女共同参画の推進に寄与する。	労働関係法令や各種支援制度等について、市HP・広報紙・窓口掲示等による周知啓発を行うとともに、国・県等関係団体と連携し、合同就職説明会や再就職支援セミナー、相談会等を開催する。 また、出産・子育て等を理由に離職した女性を含む再就職希望者に対し、多様な働き方や就労支援に関する情報発信を行い、性別にかかわらず働きやすい環境づくりの推進を図る。
18	職員課	基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進	施策項目2 誰もが働きやすい環境づくり	1 多様な働き方に対する支援	2-2-1 ① 年次有給休暇等の取得、テレワーク利用の促進	年次有給休暇の取得率は上昇傾向にあり、育児休業の取得率も高い水準を維持している。一方で、テレワークや時差出勤などの多様な働き方については、認知度が低く利用が鈍化している。 また、育児休業の取得期間やテレワーク取得時のハードルについても改善が必要である。これらの課題を解決するため、制度の認知度向上と利用しやすい環境づくりが求められている。	職員のワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方の推進を通じて、年次有給休暇の取得、育児休業の取得、テレワークなどの制度の認知度向上と利用促進に努め、男女ともに仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりを行う。 特に、改正女性活躍推進法に基づく情報公表と家との連携で、多様な幸せ（well-being）の実現につながる働き方改革を推進する。	ワーク・ライフ・バランスの充実と多様な働き方の推進により、男女ともに仕事と家庭の両立が可能となり、男女双方の社会進出や参画が促進される。特に、育児休業取得率の向上や年次有給休暇の取得促進は、女性の継続就業と男性の家庭参画を促進し、多様な幸せ（well-being）の実現を通じて、男女共同参画社会の推進に繋がる。 また、改正女性活躍推進法に基づく情報公表により、職場における男女共同参画の取組を可視化することで、組織全体の意識改革を図ることができる。	・年次有給休暇の取得促進とテレワーク・時差出勤制度について職員向けインフォメーションを利用した定期的な周知・利用促進を図る。 ・育児休業に関するアンケート実施と職場環境の醸成、仕事の両立支援ハンドブックの改訂・配布により、制度の理解度向上に努める。 ・改正女性活躍推進法に基づく情報公表と満足度調査により、男女共同参画の取組を可視化し、需要開拓に努める。
19	職員課	基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進	施策項目2 誰もが働きやすい環境づくり	2 ハラスメント対策の促進	2-2-2 ① 庁内におけるハラスメント対策の整備	セクハラ・パワハラ・マタハラ等の被害について、女性は被害に遭う割合が相対的に高い一方で、不利益を受けるのではないかという不安や組織内の人間関係への影響などから相談・申告を控える傾向があるとともに、ハラスメントの形態が多様化（オンライン上の言動、微妙な言い回しなど）することにより、男女差に基づく不利益がより把握しにくくなる懸念される。	関係部署と連携し、庁内における性等に係る人権侵害の把握、職員への啓発を行う。	人権侵害に関する相談体制の周知を図ることにより、被害を受けた職員が相談でき、性別にかかわらず人権侵害の早期把握と対応が可能となる。	職員のプライバシーに配慮しつつ、人権侵害に対する相談体制を周知する。 また、周知内容に「木更津市職員のハラスメント防止に関する要綱」を盛り込み、ハラスメント対策を図る。
20	こども家庭支援課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	施策項目1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	1 あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備	3-1-1 ① 女性に対する暴力の予防と根絶のための体制整備	男性の方が経済面、権力及び地位において優位になりやすい。女性は経済的に自立することが難しいため加害者から離れにくく、被害を受けても抵抗しづらい状況がある。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にその啓発活動を行う。	暴力は対等ではない関係から生まれやすい。女性に対する暴力をなくすことで女性が安全で尊重される環境ができ、就労、社会に参加できるようになり、男女が対等に生きる社会を実現することにつながる。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、啓発活動として、紫リボンの着用、広報紙、市HPへの掲載などにより情報発信する。 また、窓口においては、来庁者に対し、チラシや資料の配布に加え、口頭での案内によって、女性に対する暴力の予防と根絶のための意識醸成を図る。
21	こども政策課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	施策項目2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	1 困難な状況におかれていますひとり親家庭への支援	3-2-1 ① 児童扶養手当支給によるひとり親の自立支援	ひとり親世帯の多くが女性であり、子どもの養育のため非正規雇用で就くケースも多く、経済的格差が大きくなりやすい。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。 また、ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、保険診療自己負担分に対し、一部助成を行う。	支給が助成により生活不安を軽減するとともに、生活基盤を下支えることにより安定した就労を可能とし、経済的自立に繋がる。	ひとり親家庭等に対し児童扶養手当の支給及び医療費の一部を助成するとともに、利用が可能な世帯への案内や制度周知を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援する。
22	こども家庭支援課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	施策項目2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	2 困難な問題を抱える女性等への支援	3-2-2 ① 困難な問題を抱える女性等への問題解決の支援	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情など、女性等の抱える問題は多様化するとともに複雑化しており、これら困難な問題を抱える女性等の課題解決には、関係機関と連携し包括的な支援を提供する必要がある。	困難な問題を抱える女性へ適切な助言をし、関係機関と連携を取りながら切れ目のない包括的な支援を行う。 また、男性の相談者に対しても、必要に応じて適切な支援を行う。	困難な問題を抱える女性等がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、社会へ参画する機会の確保、男女共同参画社会の実現につなげる。	性別を問わず、相談者一人ひとりが置かれている状況や抱える課題、希望する支援の内容を丁寧に把握し、その状況に応じて利用可能な制度、地域の支援機関、福祉サービスなどの適切な社会資源をわかりやすく提示する。また、相談者自身が自らに合った対応策を主体的に選択できるよう支援することで、不安軽減と課題解決への具体的な行動につなげ、相談に対する問題解決割合の向上を目指す。問題解決割合は、「相談終了件数 ÷ 総相談件数 × 100」で算出する。

第6次木更津市男女共同参画計画 事業一覧

事業番号	課名	基本目標	施策項目	施策の基本的な方向性	事業名	課題・懸念事項	事業概要	事業と男女共同参画の関連	R9年度実施計画
23	危機管理課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	施策項目2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	3 男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進	3-2-3 ① 女性等に配慮した避難所運営マニュアル作成の促進	避難所運営マニュアルは地域住民が主体となって作成しており、54箇所の避難所のうち23箇所で作成済ですが、残る31箇所では未作成となっている。このため、未作成箇所については、女性への配慮を含めた避難所運営マニュアルの作成に向け、引き続き女性を含む地域住民への支援が必要である。	避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成を支援する。 また、内閣府が公開している避難所運営に関する取り組み指針等をもとに、作成済のマニュアルについても内容の見直しを促進する。	女性・高齢者・子どもなど、多様な人々が安心・安全に生活できる環境整備を目的として、プライバシーの確保や役割分担の偏り解消を重視したマニュアルを作成する。これにより、意思決定過程への女性参画を促進するとともに、災害対応におけるジェンダー平等の推進につながる。	地域の実情と女性への配慮も考慮した避難所運営を行うため、女性を含む地域住民（自治会、自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会、及びまちづくり協議会等）が主体となって避難所運営マニュアルを作成する。危機管理課は必要に応じて助言や作成支援を行う。 また、地域が主催する訓練等において、避難所運営マニュアル作成の参考となるよう、他地域の事例紹介をする等、支援を行う。
24	地域共生推進課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目2 誰もが安心して暮らせる環境の整備 施策項目2 子ども・若者に向けた意識啓発	4 多様な性を認め合える社会づくり 1 学校教育・社会教育における啓発	3-2-4 ① 性的マイノリティへの理解の促進 4-2-1 ② 性的マイノリティへの理解の促進（再掲）	性的マイノリティへの理解不足により、差別やいじめ、孤立に繋がる可能性がある。また、本市の市民アンケートでは、「性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だ」と思う人の割合」を指標としているが、目標50%に対し、令和7年度アンケートでは58%であるため、更なる啓発が必要である。	市職員や市民・企業に対する理解促進のため、研修実施、SNS掲載やチラシ配布による情報提供を行う。	男女共同参画と密接な関係のある多様性尊重の意識醸成により、男女共同参画社会の実現につながる。	市職員の課長等に対し研修を実施する。市民に対しては、男女共同参画フォーラムにおいて、性的マイノリティの理解促進にかかるリーフレットの配布や性的マイノリティの理解促進に係る動画をSNSや市HPに掲載し啓発を行う。オーガニックシティフェスティバルにおいても啓発する。 小中高に対しては、リーフレット等の児童・生徒への配布や、授業での動画活用について依頼する。
25	福祉相談課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	施策項目3 生涯を通じた健康づくりの推進	1 生涯を通じた男女の健康支援の推進	3-3-1 ① 自殺対策・メンタルヘルス普及の促進	全国的な自殺者数は男性が女性の約2倍と多い一方で、若年層では女性の増加がみられるなど、性別・年代によって傾向が大きく異なる。このことから、性別やライフステージごとの背景要因を踏まえた対策が求められる。 しかし、自殺の要因は複雑かつ個性性が高く、特定の対象に絞った施策の実施は困難である。そのため現状では、予防や早期発見を目的とした幅広い対象へのアプローチが中心となっているが、特定の層のニーズに十分対応できないという事業上の限界が存在している。	自殺対策事業を推進し、メンタルヘルスへの理解を普及・促進する。	自殺対策・メンタルヘルスにおいても、その原因となり得る「男女の差による社会的な生きづらさ」を解消することが求められ、その実現が有効な対策となる。	メンタルヘルス保持のための講演会やゲートキーパー研修の開催、情報発信を行う。 市民向け講演会（1回/年）、関係団体向けゲートキーパー研修（1回/年）、SNSを利用した自殺対策に関する情報発信（1回/月）を行う。
26	健康推進課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	施策項目3 生涯を通じた健康づくりの推進	2 性差を考慮した健康課題等への支援	3-3-2 ① 産前産後の健康相談・支援体制の充実	妊娠・出産に伴う心身の変化や不安の増大により、産後うつ発症リスクが高まっていることから、相談体制や健康診査、訪問指導等を通じた切れ目のない支援体制の充実が必要となっている。	母子手帳発行の際に、妊娠中の体調の変化や食事についての健康相談を全数実施するとともに、産後は、産婦健康診査、新生児・産婦訪問指導を実施する。	相談や指導により、妊婦・産婦が健全に出産・育児を行える環境を整えることは、その後の社会参画や就業継続を支え、男女共同参画社会の実現に繋がる。	妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）として母子健康手帳交付時から出産後まで、面談、教室、訪問等において知識の普及や相談を実施するとともに妊娠中と出産後のアンケートにおいて不安や心配事を把握し早期に解決できるように支援する。
27	健康推進課	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	施策項目3 生涯を通じた健康づくりの推進	2 性差を考慮した健康課題等への支援	3-3-2 ② 女性特有の病気の予防の促進	健康を維持することは、男女共同参画社会を実現するうえでの重要な基盤のひとつであることから、がんをはじめとする生活習慣病の予防への取り組みは重要である。 本市における乳がん・子宮がん検診の受診率は、県内他市町村と比べ低い状況にあることから、受診率向上への取組が必要である。また、子宮頸がん予防ワクチンについて、副反応を心配して接種を躊躇する者もいるため、正しい情報を提供し、定期接種対象者の接種率の維持・向上への取組が必要である。加えて、女性の健康課題はライフステージごとに異なることから、若年期から継続的に健康診査を受診する習慣を身に付け、生活習慣病の予防に取り組むことが重要である。	若年期からの生活習慣病予防の重要性について普及啓発を行うとともに、乳がん・子宮がん検診及び子宮頸がん予防ワクチンに関する正しい情報の提供と受診・接種の促進に取り組むことにより、疾病の早期発見及び予防を図る。	がんをはじめとする生活習慣病に関する正しい知識の普及や予防及び検診受診の促進により、健康格差の縮小を図るとともに、男女がともに健康で安心して生活できる社会の実現に寄与する。	乳がん・子宮がん検診受診率向上対策として、ショッピングモールやイベント等にて検診の周知啓発を行い、検診時には、乳がんの自己触診法や、検診の経年受診の大切さについての啓発を図る。 子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者（小学校6年生および中学校1年生の女子）に対して、個別勧奨通知を行なう。また、ワクチン接種の必要性について、広報や市ホームページ、学校等を通じて周知を図る。 また、若年期健康診査については、引き続き健診の周知に取り組むとともに、受診しやすい環境の整備を図る。
28	地域共生推進課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目1 固定的性別役割分担意識や無意識の偏見を解消するための意識変革の推進	1 固定的性別役割分担意識等の変革に向けた啓発	4-1-1 ① 男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、「社会全体で男女が平等と感じる人の割合」は12.4%と低いため、さらなる男女共同参画の意識醸成が必要である。	6月23日から29日までの男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画フォーラムを開催する。フォーラムの開催にあたり、多様な手段で周知する。	男女共同参画フォーラムを開催することで、男女共同参画意識の醸成に繋がり、男女共同参画社会の形成に繋がる。	男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画フォーラムを開催する。市民へ男女共同参画の必要性・重要性の理解が深まるテーマ設定、講師の選定に努める。 フォーラムの開催にあたって、広報ささらづ・市HP・SNS等を活用し、多様な手段で周知・集客を図る。
29	地域共生推進課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目1 固定的性別役割分担意識や無意識の偏見を解消するための意識変革の推進	1 固定的性別役割分担意識等の変革に向けた啓発	4-1-1 ② 各種広報媒体を活用した男女共同参画の推進	男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、「社会全体で男女が平等と感じる人の割合」は12.4%と低く、より情報発信をすることで、市民に男女共同参画の推進を意識させる必要がある。	広報紙や市HP、SNSなどさまざまな媒体を活用し、男女共同参画推進のための啓発を行う。	様々な媒体での情報発信により、男女共同参画を意識する機会を増やすことで意識醸成につながる。	市HP、SNS、広報ささらづ及び県のメールマガジンを活用し周知する。 また、市内公共施設や大型商業施設のチラシ設置、オーガニックシティフェスティバル等でのチラシ配布、市内関係企業への情報提供により、市民・事業者双方へ啓発を行う。 また、男女共同参画週間にあわせて、SNS等掲載や男女共同参画情報誌「デュエット」を発行する。

第6次木更津市男女共同参画計画 事業一覧

事業番号	課名	基本目標	施策項目	施策の基本的な方向性	事業名	課題・懸念事項	事業概要	事業と男女共同参画の関連	R9年度実施計画
30	地域共生推進課職員課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目1 固定的性別役割分担意識や無意識の偏見を解消するための意識変革の推進	1 固定的性別役割分担意識等の変革に向けた啓発	4-1-1 ③ 庁内職員に向けた男女共同参画に関する研修の実施	男性の育休取得や子育て休暇、介護休暇など、女性だけが取得するものではないという考えが広がりつつあるが、未だ育児や介護は女性の役割といった無意識の思い込みや、固定的性別役割分担意識が残っている。それにより、職場に相談しづらい環境があり、場合によっては、休暇取得できず、女性又は男性の一方に負担が掛かることが懸念される。	市職員（課長、課長補佐、新採職員）に対し男女共同参画に関する研修を実施する。	無意識の思い込みや固定的な性別役割分担意識を見直すことで、休暇取得に関する相談しやすい環境が整い、男女がともに育児・介護に参画できるようになる。結果として、特定の性別への負担集中が解消され、男女共同参画の実現につながる。	市職員のジェンダー平等意識の醸成を図るため、男女共同参画週間と併せて、内閣府や市が作成した啓発動画を活用した研修を実施する（地域共生推進課）。 また、新規採用職員研修時、男女共同参画及び多様性社会推進に関する研修を実施する（開催：職員課、講師：地域共生推進課）。
31	地域共生推進課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目2 こども・若者に向けた意識啓発	1 学校教育・社会教育における啓発	4-2-1 ① 人権尊重に係る啓発、相談体制の周知	インターネット上における誹謗中傷や差別や外国人に対する偏見や排除、孤立や不安を抱える方々の増加など、人権問題が複雑化・多様化しつつあり、心のケアのための相談体制を整えるとともに、人権意識を醸成する必要がある。	人権相談等の各種相談事業を実施し周知する。 また、人権週間にあわせてこどもの人権ボスター原画展開催、人権教室等を開催する。	人権意識の醸成に伴い、男女共同参画意識も醸成されることで、男女共同参画社会の実現に繋がる。	人権相談を含む各種相談の開催、広報紙、SNS等により人権啓発を行う。 また、人権週間にあわせて県との共催による多様性尊重セミナーを開催する。 11月に開催されるオーガニックスティフェスティバルでは、木更津人権擁護委員協議会木更津市部会と合同で出展し、啓発物資やチラシの配布により相談事業について広報する。人権週間では、市内小中学校を対象に、人権擁護委員による人権教室等を実施し啓発活動を行う。
32	生涯学習課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目2 こども・若者に向けた意識啓発	1 学校教育・社会教育における啓発	4-2-1 ③ 学校教育・社会教育関係者の人権意識醸成	人権意識が醸成されない場合、固定的な性別役割分担意識による役割の押し付け、無意識の思い込み・偏見による差別が発生してしまう恐れがある。	人権問題に関する市民の理解を深め、人権意識の高揚を図るため、チラシ配布等啓発活動を行います。 学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催する。	人権意識の醸成は、性別によらず一人ひとり個人として尊重することにつながり、男女共同参画社会の形成に寄与するものである。	各地域交流センターに、人権について学習できるメニューを取り入れるよう働きかけるとともに、学校教育・社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催します（年1回）
33	生涯学習課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目2 こども・若者に向けた意識啓発	1 学校教育・社会教育における啓発	4-2-1 ④ 男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座の開催	講座等の参加者は男性の参加が少なく、男女の学習量に差が生じている。それにより夫婦間、親子間での男女共同参画の視点にも意識の違いが生じる懸念がある。	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座を開催する。	男女の別なく参加できる事業の実施により、男女共同参画社会の推進に繋がる。	各地域交流センターにおいて、参加の少ない男性にも多くの学習機会を提供できるよう、市内各地の交流センターで男女共同参画の視点に立った家庭教育学級・講座等を開催する。
34	学校教育課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目2 こども・若者に向けた意識啓発	2 多様な選択を可能とする学習の推進	4-2-2 ① あらゆる場面での男女共修の促進	男女共修について、学校教育の中で「学ぶ機会」は設定されているものの、「その学びをいかす機会」の充実が課題である。	学習指導要領を踏まえ、実践的・体験的な学習について、男女共修の実施のさらに促進させる。	児童・生徒の男女の相互理解、協力の重要性等を学ぶ男女共修の実施により、固定的性別分担意識や無意識の思い込み・偏見（アンコンシャス）を軽減させることで男女共同参画に繋がる。	男女共修を通して、基礎的、基本的な知識及び技術の習得等をめざす。 また、道德教育においても、男女の相互理解、協力の重要性等を学ぶ機会の充実を図ります。そのため、地域の人的・物的資源を活用した出前授業や市と包括連携協定を締結している企業での職場体験学習のキャリア教育プログラムを活用する。
35	地域共生推進課	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	施策項目3 推進体制の整備	1 計画進行の適正管理	4-3-1 ① 計画の進行管理と公表	本市では、木更津市男女共同参画計画を策定し、各種事業に取り組んでいる。しかし、庁内のみで事業内容の点検・評価・検証を行う場合、視点が限定的となり、客観的な状況把握が困難となることが懸念される。	毎年度、事業実施結果の点検・評価・検証により進行管理を行い結果を公表する。 進行管理や改善策検討では、市民や団体・企業の代表者で構成している木更津市男女共同参画推進委員会において、多角的な意見をもらい次年度に反映させる。	様々な団体や市民からの意見を聞き、改善・充実を図った事業を公表することで、市民の男女共同参画に対する関心や理解を深めることができ、男女共同参画社会実現に繋がる。	各事業の進行管理を行い、結果の公表とあわせて改善を踏まえた翌年度の事業についても市HPに公表する。